令和6年1月25日

第31回指宿市農業委員会会議録

指宿市農業委員会

第31回指宿市農業委員会会議録

1 令和6年1月25日(木) 午後2時00分~ 於: 県南薩地域振興局指宿庁舎(3階会議室)

議事日程

報告第 1 号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第 2 号 農地法第3条の規定による許可取消

議案第 1 号 「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定に ついて (所有権移転分) (利用権設定分)

議案第 2 号 「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について

議案第 3 号 「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに 許可及び意見聴取決定について

議案第 4 号 「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに 許可及び意見聴取決定について

議案第 5 号 農用地あっせん申出について

議案第 6 号 利用状況調査に係る非農地判断について

その他

1 出席委員

農業委員

1番 蓑 田 六 雄 2番 松 木 茂 久 健 一 3番 田 中 5番 澤 Ш 建 志 6番 西川路 利広 7番 下 吉 一郎 8番 田 代 繁 樹 9番 永 吉 正 文 留 10番 内 光 弘 11番 西 村 久 則 12番 德 幸信 薗 康則 13番 井 手 14番 奥 村 祐 樹 15番 井 元 清八郎 17番 生 川 裕 也

16番 前 田 真津美

19番 川 畑 ゆりえ

農地利用最適化推進委員

23 番 濵 田 卓 郎 24番 德 留 力雄 25番 廣 森 修 26番 住 吉 俊 光 27番 大 迫 恵 太 28番 物 袋 唱 30番 南 丰 司 31番 小 村 亮 太 32番 藏 蒝 堅 志 33番 塚 田 幸 美 34番 石 嶺 義 孝 36番 上 赤 三好 35番 前 岡山 政 行 37番 坂 本 \blacksquare 38番 鐘 望 撞

1 小委員長

14番 奥 村 祐

1 欠席委員

4番 西 山昭 18番 濵 田 保 20番 川 畑 淳 一 上拂 忠 22番 田之上 洋 29番 湯之上 大 幸 21番

1 遅刻委員 なし

1 早退委員 なし

当議事に参与する出席者

指宿市農業委員会事務局長 村 里 志 西

> 主幹兼農地総務係長 村 修 前 農地総務係主査 III 東 善 久 主幹兼振興係長 濵 田 真 也 振興係主事 藤久保 宏 実 振興係主事 今 吉 蓮 樺

当議事書記 1

> 指宿市農業委員会事務局主幹兼農地総務係長 修 前村

開会 午後2時00分 1

事務局

全員、ご起立ください。

一同礼。

指宿市農業委員会憲章の唱和をいたします。

(唱和)

ご着席ください。

議長

ただいまの出席人員は、定足数に達しておりますので、これより第 31回指宿市農業委員会を開会いたします。

本日の議事録署名委員に「11番委員」と「12番委員」を指名いた します。

早速、議題に入ります。

報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についてを、議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局

報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についての説明をいたします。

議案書の1ページをお開きください。

(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

以下については、お目通しください。

議長

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

次に、報告第2号農地法第3条の規定による許可取り消しについて を、議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

報告第2号農地法第3条の規定による許可取り消しについての説明を いたします。

議案書の4ページをお開きください。

(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

議長

ただいま, 事務局の説明のとおりであります。

次に、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る 意見決定についてのうち、所有権移転分を議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

議案書の5ページをお開きください。

今月の議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る 意見決定についてのうち、所有権移転分は、1件でございます。

(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

以下については、お目通しください。

今回の所有権移転分につきましては、すべて経営基盤強化促進法

第18条第3項の要件を満たしていると思われます。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいま, 事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第1号の所有権移転分1番について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第1号の所有権移転分については、原案のとおり承認することに ご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号の所有権移転分については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に,議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る 意見決定についてのうち,利用権設定分を議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

今月の議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、利用権設定分は、議案書の6ページから12ページまでの22件で、うち新規が18件、再設定が4件となっています。

また、農地中間管理事業の利用権設定4件につきまして、鹿児島県地域振興公社の借受議案の後は、農家への転貸議案となります。

議案書の6ページをお開きください。

(番号1を議案書のとおり読み上げ説明)

以下については、お目通しください。

なお, 12ページの総合計は43筆, 38, 167㎡, 農地中間管理 事業の重複分を除くと, 38筆, 35, 205㎡となっています。

今回の利用権設定分につきましては、すべて農業経営基盤強化促進法 第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第1号のうち、利用権設定分の1番について、ご審議願います。

これにつきましては、会議規則第25条の規定を基づき、24番委員の退席を求めます。

(24番委員の退席を確認)

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第1号のうち利用権設定分の1番については、原案のとおり承認 することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち利用権設定分の1番については、原案のと おり承認することに決定いたします。

(24番委員の復席を確認)

次に, 議案第1号のうち, 利用権設定分の2番について, ご審議願います。

これにつきましては、会議規則第25条の規定を基づき、16番委員の退席を求めます。

(16番委員の退席を確認)

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第1号のうち利用権設定分の2番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。 よって、議案第1号のうち利用権設定分の2番については、原案のと

おり承認することに決定いたします。

(16番委員の復席を確認)

次に、議案第1号のうち、利用権設定分の3番と4番について、ご審 議願います。

この3番と4番については、新規就農者1名に関する案件であり、営農状況等の調査を、事務局にて行っておりますので、その報告を求めます。

事務局

新規就農者について、報告いたします。

申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。

申請人は、会社員でしたが、実家が農家であったことから以前より農業に興味があり、自分でも営農したいと思い、このたび新規就農者となりました。

農機具等は自己所有のものと親戚から借用するとのことです。

栽培技術・機械の操作については、親や知人から教わるため問題はありません。

作業に従事するのは、基本的に1人ですが、繁忙期には親の手伝いを もらうとのことです。

栽培品目としては、オクラ、スナップエンドウを中心に、年間販売高400万円を目指しているとのことです。

なお,営農計画書を審議資料の1ページに添付していますので,ご参照ください。

以上で報告を終わります。

議長ただいま担当委員による報告のとおりであります。

それでは議案第1号のうち利用権設定分の3番と4番についてご審議願います。

ご質疑、ご意見等はございませんか。

委員「なし」の声あり。

議長 議案第1号のうち利用権設定分の3番と4番については、原案のとおり、承認することにご異議ございませんか。

委員「異議なし」の声あり。

議長ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち利用権設定分の3番と4番については、原 案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第1号のうち利用権設定分の5番から12ページ22番までは、一括審議願います。

ご質疑、ご意見等はございませんか。

15番委員 16番と17番の利用区分が、使用貸借権となっている理由を教えてください。

事務局 16番,17番ともに管理のみの契約ということで、使用貸借権となっています。

議長 ほかにご質疑、ご意見等はございませんか。

委員 「なし」の声あり。

議長

議案第1号のうち利用権設定分の5番から22番については、原案のとおり、承認することにご異議ございませんか。

委員「異議なし」の声あり。議長ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち利用権設定分の5番から22番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定 についてを、議題といたします。

これにつきましては、小委員会で調査にあたっておりますので、現地

調査の報告を求めます。

小委員長

1月11日の転用調査時に私と17番委員,30番委員,事務局2名の計5名で現地聞き取り調査を行いましたので,ご報告いたします。

申請に基づき現地確認と聞き取り調査を行った結果, 譲受人は, 意欲的に営農に取り組んでいただいております。

1番から11番は売買, 12番は親族からの贈与, 13番は兄弟からの贈与, 14番と15番は知人からの贈与で, いずれも贈与税に関しては理解しているとのことです。

15件のうち3番だけは住宅に隣接する農地で、所有権移転の特例を 適用した申請となっておりますが、いずれの申請地も面的にまとまった 農地を分断するようなこともなく、周辺への影響はないものと思われま す。

最後に、農地法第3条調書と位置図および字図につきましても審議資料の2ページから50ページに添付してありますように、すべての案件に係る農地法第3条第2項の各号の判断につきましても、農地法第3条調書のとおり、すべての案件が、前述の各号には該当せず、許可要件のすべてを満たしているものと小委員会では判断いたしましたが、審議資料等をご参照のうえ、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりです。

それでは、議案第2号の1番から17ページ15番まで、一括審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第2号の1番から15番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番から15番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見 決定並びに許可及び意見聴取決定についてを、議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

小委員長

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。 まず番号1番ですが、転用目的は貸駐車場です。

申請地は、 から南へ350m離れた農地で、東は里道、 それ以外は宅地に接しています。

農地区分・許可事項としましては、住宅等が連たんする区域に近接し ている区域内にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地 に該当します。

申請人は、貸駐車場の需要が見込めると判断し、駐車場整備の申請を 出されておりますが、すでに着工していたことから、始末書が添付され います。

土地の形状については現状で、境界部分にはブロックが設置済みで、 近隣に農地は無く、周辺農地への影響は軽微なものと判断され、一般基 準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号2番ですが、転用目的は共同住宅です。

申請地は、 から南へ240m離れた農地で、東は 市道、西は原野、南と北は宅地に接しています。

農地区分・許可事項としましては、住宅等が連たんする区域に近接し ている区域内にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地 に該当します。

申請人は、賃貸住宅の需要が見込めると考え、隣接地と一体利用し共 同住宅を建築する計画です。

土地の形状については40 c m程切土を行い、境界部分にはブロック を設置する予定です。

隣接農地との間には、緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は 軽微なものと判断され、一般基準上の問題も特に認められませんでし た。

以上報告のとおり、小委員会では転用もやむを得ないものと判断する ところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。

それでは、議案第3号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見等はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第3号については、原案のとおり承認することにご異議ございま せんか。

「異議なし」の声あり。 委員 議長 ご異議なしと認めます。

- 8 -

議長

委員

議長

よって、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意 見決定並びに許可及び意見聴取決定については、原案のとおり承認する ことに決定いたします。

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見 決定並びに許可及び意見聴取決定についてを、議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

小委員長

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請者,土地の所在地,地目,面積等は議案にお示しのとおりです。 まず番号1番ですが,転用目的は貸駐車場です。

審議資料の53ページをご覧ください。

申請地は、 から南へ260m離れた農地で、東と西は畑、南は県道、北は市道に接しています。

農地区分・許可事項としましては、住宅等が連たんする区域に近接している区域内にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、申請地を取得し、近接する宿泊施設の貸駐車場を整備する計画です。

土地の形状は1m切土を行い、土留工事を行う計画です。

隣接地には耕作地は無く、建築物等の建設計画もないことから、周辺 農地への影響は軽微なものと判断され、一般基準上の問題も特に認めら れませんでした。

次に、番号2番ですが、転用目的は車庫兼倉庫です。

審議資料の54ページをご覧ください。

申請地は、 から東へ170m離れた農地で、南は市道、それ以外は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、10ha以上の広がりのある農地の 区域内にある農地であることから、第1種農地に該当しますが、東側並 びに北側に住宅等が連たんしていることから、不許可の例外である集落 接続施設に該当します。

申請人は申請地の隣に居住しており、申請地を取得し、車庫兼倉庫を建築する計画でしたが、既に完成していたことから、始末書が提出されています。

土地の形状については現状で、隣接地との間には緩衝地を設けてあり、隣接する農地はなく周辺農地への影響は軽微なものと判断され、一

般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号3番ですが、転用目的は工事用通路及び制作ヤードです。 審議資料の55ページをご覧ください。

から北へ270m離れた農地で、 申請地は、 東は保安林、西は市道及び畑、南は用悪水路、北は畑に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接して いる区域内にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に 該当します。

申請人は、土木建築業を行う法人の代表者で、保安林内で行う海岸防 災林造成工事に関連し、令和5年5月25日開催の第23回農業委員会 議案第4号8番で審議いただき許可となりました。

農地の一時転用申請の継続案件で、現場に隣接する申請地を使用貸借 し保安林の一部も一体利用することで、工事箇所への工事用通路となる 進入路及び制作ヤードを整備するもので、鹿児島県南薩地域振興局発注 工事に係る申請面積が、3、000㎡を超える案件ではありますが、前 回申請された内容と変更点がないことから、全体調査は省略し小委員会 による対応としました。

なお、海岸防災林造成工事は10年間計画となっているものの、工事 発注元である県との変更契約期間が、令和6年2月9日であることから 一時転用の期間については、許可日から令和6年3月末日までとしてい ます。

土地の形状については現状で、土留工事を行う予定です。

建築物等の建設はなく、周辺農地への影響は軽微なものと判断され、 一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上3件の申請に対しては、報告のとおり小委員会では転用もやむを 得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いい たします。

現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。 議長

それでは、議案第4号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見等はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第4号については、原案のとおり承認することにご異議ございま せんか。

「異議なし」の声あり。

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意

- 10 -

委員

議長

委員

見決定並びに許可及び意見聴取決定については、原案のとおり承認する ことに決定いたします。

次に、議案第5号農用地あっせん申出についてを、議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

議案書の20ページをお開きください。

議案第5号農用地あっせん申出の売渡・貸付をご説明します。

今月は、売渡申出が3件でございます。

(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

以下については、お目通しください。

なお、見取図、地籍図につきましては、審議資料の56ページから6 1ページに掲載しています。

以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしくお願いいたしま す。

議長

ただいま, 事務局の説明のとおりであります。

それでは議案第5号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

このあっせん申出につきましては、事務局としてあっせん委員を選出されていると思いますので、事務局案の発表をお願いします。

事務局

それでは、あっせん委員の事務局案を申し上げます。

議案書の20ページをお開きください。

番号1は5番委員と24番委員。

番号2は20番委員と2番委員。

番号3は35番委員と16番委員。

以上、事務局案として提案いたします。

皆様のご審議をお願いいたします。

議長

ただいま、事務局案が発表されました。

それぞれ各委員は、よろしいでしょうか。

(各委員了解あり)

それでは、議案第5号は原案のとおり承認することとし、あっせん委員は、事務局案のとおり決定いたします。

次に、議案第6号利用状況調査に係る非農地判断についてを、議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

議案第6号利用状況調査に係る非農地判断についての説明をいたしま

す。

議案書は21ページから22ページになります。

今回の非農地判断は、大迫自治公民館南側、新永吉地区周辺を対象としております。

(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

以下については、お目通しください。

今回の非農地判断につきましては、農地法第30条に基づく利用状況調査により、農地に復元して利用することが困難と見込まれる土地として分類された農地について、農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当するか否かの判断を行うため、先月、事務局で現地確認の再調査を行いました。

その結果, 議案書に記載の農地は山林の様相を呈しているなど, 農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれることから, 農地に該当しない土地であることが確認されました。

よって、20 筆 9、67 9. 68 ㎡の農地につきましては、農地に該当しない土地、いわゆる非農地としての判断について、承認を求めるものです。

なお、非農地判断後に農地復元等が確認された場合は、改めて農地台 帳に登載することとなります。

以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしくお願いします。

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第6号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり。

議長

議長

議案第6号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員「異議なし」の声あり。

議長ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号利用状況調査に係る非農地判断については、原案のとおり承認することに決定いたします。

本日の議題は、これで終了いたしました。

ほかにございませんか。

委員 「なし」の声あり。

議長
それでは、その他に入ります。

その他について、事務局の説明を求めます。

事務局 その他についてご説明いたします。議案書の23から24ページをご

覧ください。

その他(議案書23から24ページを参照して説明)

- 1. 一時使用届出について
- 2. 1月の行事報告
- 3. 2月の行事予定
- 4. その他

議長

ほかにございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

事務局

ほかにないようですので、本日の委員会に付議されました案件は全て 終了いたしました。

これをもちまして,第31回指宿市農業委員会を閉会いたします。 全員ご起立ください。

一同礼。

—[i

(閉会 午後3時11分)

指宿市農業委員会	会長	蓑田	六雄		
議事録署名委員	1 1 1 1	番委員			

議事録署名委員 12番委員 _____